

令和3年度第3回田村市地域包括支援センター運営協議会及び
第4回田村市地域密着型サービス運営委員会（書面開催）

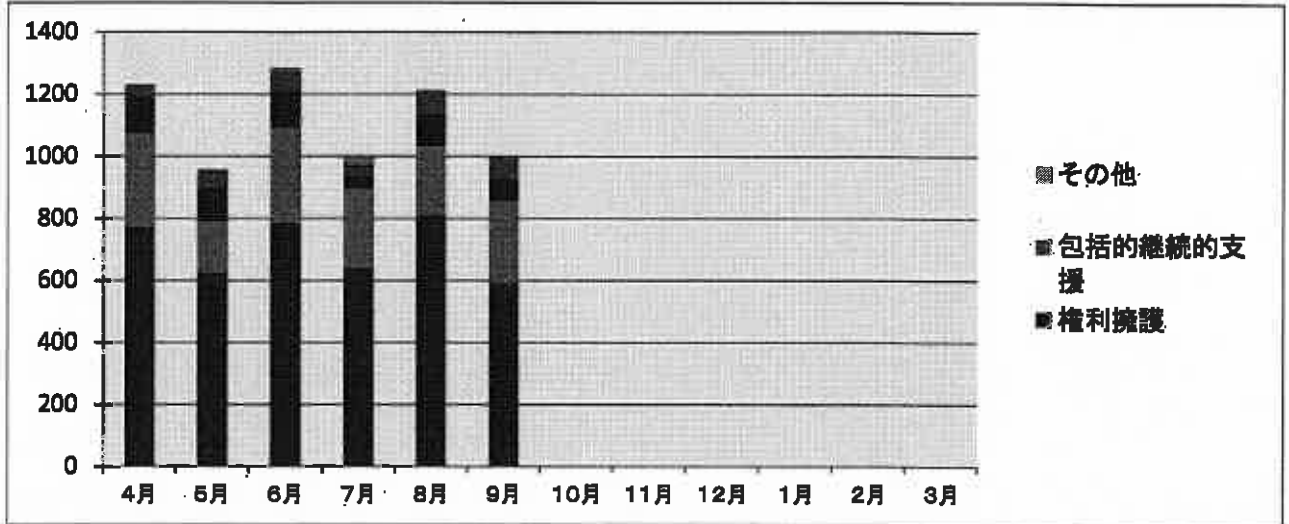
1. 協議事項

- 第1号議案 令和3年度田村市地域包括支援センター事業報告・・・・・・・・・・（資料1）
- 第2号議案 令和3年度地域支援事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料2）
- 第3号議案 令和4年度田村市地域包括支援センター基本方針・運営方針（案）・・・（資料3）
- 第4号議案 令和3年度介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント業務委託業者
届出書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料4）

令和3年度地域包括支援センター実績(4月～9月まで)

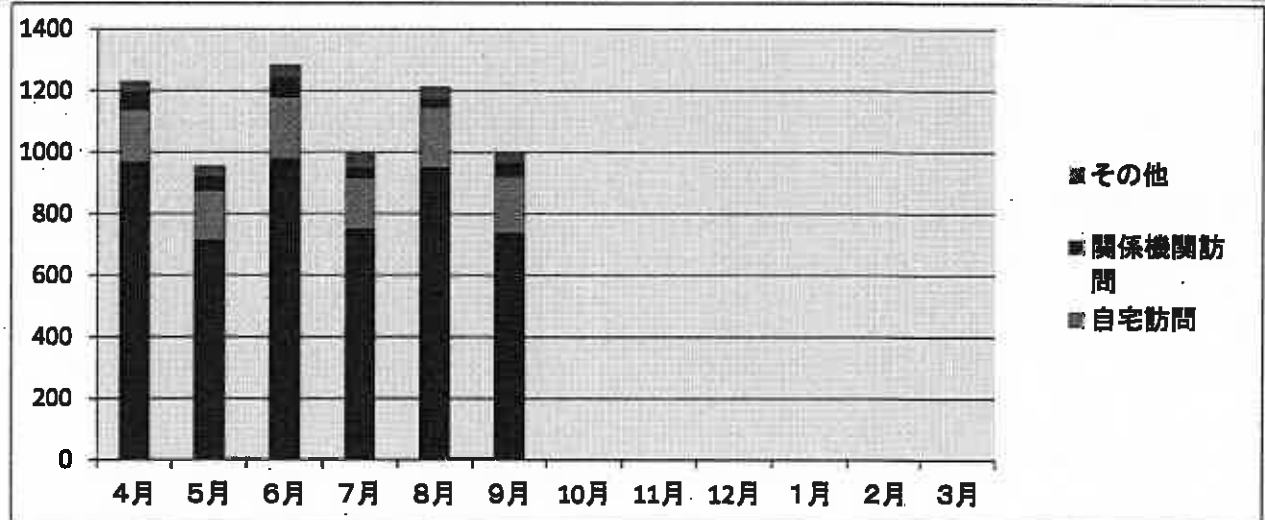
1. 令和3年度相談数報告(相談内容別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
介護予防支援業務	772	623	783	640	809	590							4217
総合相談	303	169	311	258	226	269							1536
権利擁護	118	104	113	37	101	66							539
包括的継続的支援	33	53	62	35	66	73							322
その他	4	7	15	33	10	4							73
計	1230	956	1284	1003	1212	1002							6687

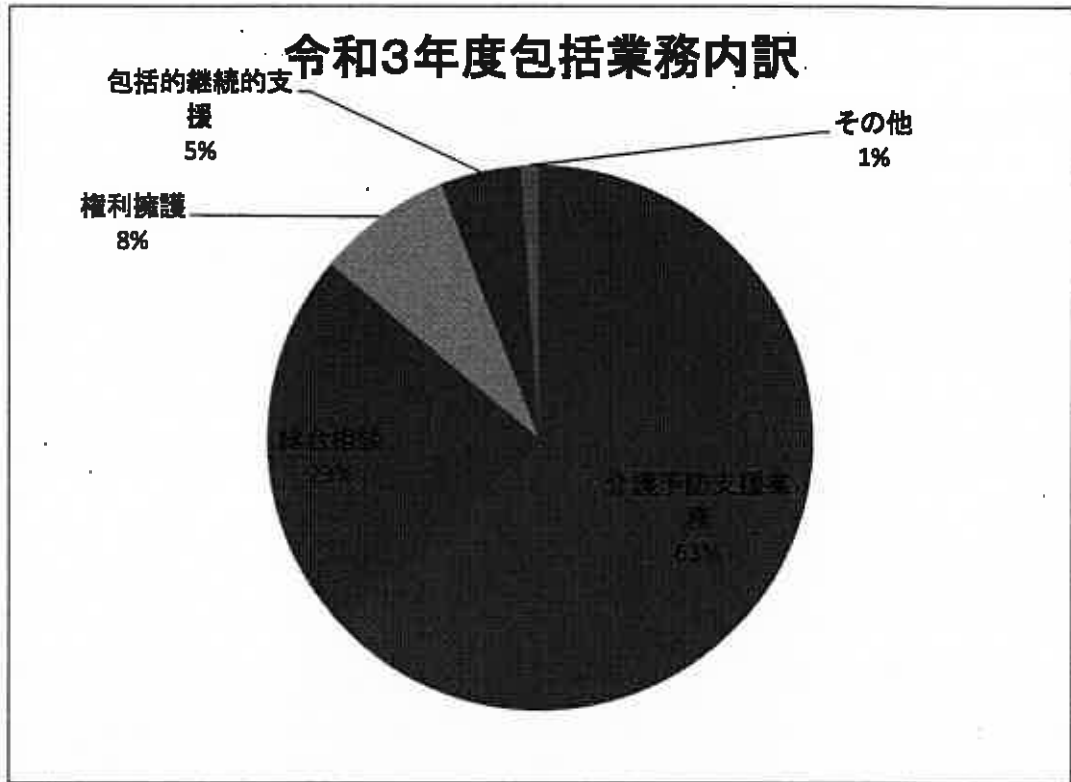


2. 令和3年度相談数報告(手段別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
電話	944	701	952	728	924	717							4966
来所	22	15	28	22	26	23							136
自宅訪問	173	161	198	167	195	179							1073
関係機関訪問	56	44	62	35	28	48							273
その他	35	35	44	51	39	35							239
計	1230	956	1284	1003	1212	1002							6687

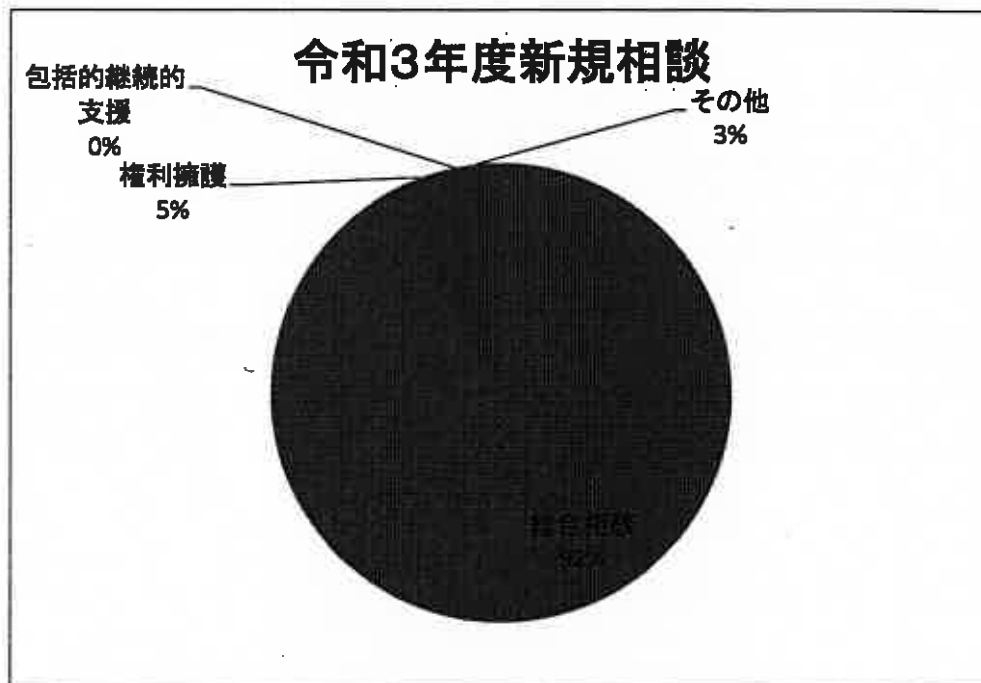


3. 令和3年度包括業務内訳



4. 令和3年度 新規相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
総合相談	16	18	25	14	15	24							112
権利擁護	1	0	0	2	2	1							6
包括的継続的支援	0	0	0	0	0	0							0
その他	1	0	1	1	1	0							4
計	18	18	26	17	18	25							122



1. 介護予防の推進（一般介護予防事業）

(1) 住民主体の通いの場（運動サロン）

元気な高齢者の社会参加を促進するために、市民との協働による、地域で支えあい安心して暮らせる地域づくりを目指し、ボランティア等の協力を得ながら「住民主体の通いの場」（運動サロン等）を重点事業としています。

1) 住民主体の通いの場（運動サロン）立ち上げ支援

	内容	回数	参加人数
1	イベント等による普及啓発	1	4

2) 住民主体の通いの場（運動サロン）継続支援

運動サロングループ 72グループ

運動サロン参加人(名簿記載)数 1,077人

	体力測定	栄養指導	口腔指導	運動指導	聴覚指導	摂食嚥下指導	交流支援	認知サポ	ボランティア	ACP講座	合計
回数	41	22	25	33	7	8	3	9	11	9	168
人数	328	158	201	329	56	60	29	124	97	61	1,443

※体力測定、栄養指導、口腔指導は「高齢者の保健事業と介護予防の一定的実施」による実績
 ※認知症サポーター養成講座は「認知症総合支援事業」による実績
 ※ボランティア講座は「生活支援体制整備事業」による実績
 ※ACP講座は「在宅医療介護連携事業」による実績

(2) フレイル予防教室の開催

住民主体の通いの場の活動をより介護予防に資するものとする、住民のセルフマネジメント能力の向上を図るため、「介護予防活動の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳）」を用いてフレイル予防教室を開催しました。

回数	参加人数
27	255

(3) いきいき健康サポーターの養成・育成

住民同士が支え合うことができる地域づくりを住民との協働により推進するために、介護予防に関する普及啓発を行うボランティアの養成・育成を実施しました。

内容	回数	参加人数(延)
いきいき健康サポーター養成講座	4	37
いきいき健康サポーター育成(交流会)	6	168

(4) いきいき田村元気フェスティバル

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じ、人数制限を設けて実施

内容	回数	参加人数 (人)
いきいき田村元気フェスティバル (交流)	1	100

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

自立支援に向けた介護予防の取り組みの機能強化のため、専門的見地からの助言を必要とする方の自宅等へ、リハビリ専門職を派遣し、対象者の有する能力を評価し、生活課題の改善に向けた助言を行いました。

内容	回数	訪問をした職種
一般介護予防事業に関する訪問	1回	理学療法士等
通所型サービスC事業に関する訪問	16回	理学療法士等

2. 介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

平成28年3月より実施してきた訪問介護（従前の訪問介護相当）、通所介護（従前の通所介護相当）のほか、令和元年度より住民主体によるサービス（訪問型サービスB）、令和2年度より通所型サービスB、通所型短期集中予防サービスを実施しました。今年度より、訪問型サービスDのほか、住民主体サービスによる移動支援を開始しました。

1) 訪問型サービス

①訪問型サービスB（住民主体による支援）

市の担い手養成講座「地域の支え合い応援講座」を受け、一定の知識を習得した者が家庭を訪問して、利用者の自立支援の観点から、生活（家事）援助のみを提供するサービス。

	提供団体名	提供地区	サービス 利用人数	サービス 提供延回数	移動支援 延回数
1	NPO 船引フォーラム	船引地区	4	93	14
2	ささえ愛・隣隣サポーター	田村市全域	5	104	0
3	NPO 法人サポートたむら	滝根・大越地区	3	115	0
4	隣隣サポーター・元気	都路地区	5	51	0
5	石崎ハッスルズ	船引町北区	0	0	0

②訪問型サービスD（住民主体による支援）

市の担い手養成講座「地域の支え合い応援講座（安全運転講習を含む）」を受け、一定の知識と技能を習得した者が、利用者の自立支援の観点から、日常生活に必要な移動（送迎及び送迎前後の付添）支援を提供するサービス。

	提供団体名	提供区域	サービス 利用人数	サービス 提供延回数
1	NPO 船引フォーラム	船引町内住民対象(船引町内及び三春病院まで)	6	25
2	NPO 法人サポートたむら	滝根町、大越町(買い物・通院は、市内及び小野町まで)	1	4

2) 通所型サービス

①通所型サービスB

市の担い手養成講座「地域の支え合い活動応援講座」を受け、一定の知識を習得した者が、地域住民の交流の場づくりを行い、利用者の社会的孤立の防止や生きがいがいづくりとなる場と内容を提供するサービス。

	提供団体名	提供地区	サービス 利用人数	サービス 提供延回数	移動支援 延提供回数
1	NPO 船引フォーラム	船引町	3	76	47
2	NPO 法人サポートたむら	滝根・大越町	2	26	26
3	石崎ハッスルズ	船引町北区	3	22	47

②通所型サービスC(短期集中予防サービス)

保健・医療の専門職が主体となって、日常生活に支障のある生活行為を改善するため、短期間で集中的にサービスを提供するサービス。

	実施施設	サービス利用人数	サービス提供延回数
1	リハビリセンターさくらの里	5	38
2	たむら市民病院	8	80

(2) 生活支援体制整備の充実

要支援者等軽度の高齢者については、IADLの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められます。また、今後の多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの充実を目指してきました。多様なサービスを創設し、サービスの充実や課題解決に向けた協議、サービス以外の地域活動等の資源収集を行いました。

i) 第1層協議体(市全域)

平成29年1月に設立。15名の委員、1名の生活支援コーディネーターで構成。

	月日	人数	内容
1	4月26日(月)	9	委嘱状交付/今年度の目標・計画/担い手養成講座再編/移動支援ロゴマーク検討
2	5月27日(木)	8	年間の活動計画/移動支援ロゴマーク検討
3	6月24日(木)	8	総合事業弾力化(対象者)の検討/今年度の活動
4	7月26日(月)	8	生活支援コーディネーター養成研修(協議体研修合同開

			催) 動画視聴(県内事例)/意見交換
5	7月29日(木)	9	地域情報の共有/講座等結果報告
6	8月26日(木)	6	地域情報の共有/いきいき田村元気フェスティバルブース出展の検討
7	9月1日(水) ・2日(木)	5	いきがい・助け合いサミット in 神奈川 オンライン参加 全体シンポジウム・34分科会中9分科会に参加
8	9月30日(木)	10	下期の協議体活動/地域情報の共有/移動支援ロゴマーク 決定/フェスティバルブース出展の検討
9	10月10日(日)	5	いきいき田村元気フェスティバルブース出展 協議体活動・住民主体サービスの紹介/地域情報の収集
10	10月28日(木)	10	地域情報の共有/サミット・フェスティバル報告/住民主体 型サービス補助金の取扱検討
11	11月25日(木)	5	地域情報の共有/市内支え合い活動見学の報告
12	12月23日(木)		中止

2) 第2層協議体(日常生活圏域ごと)

- ・3地区(滝根、都路、常葉)の協議体が、地域の課題、住民の声を把握し住民主体の取り組みを実施。

○滝根地区(サポートライフ大滝根)の活動

活動目的:多様な主体との協働により、支え合いにより地域課題を解決する。

- ・定期的な会合により、会員間の交流促進と地域課題の問題意識の共有を図った。
- ・SNS等での情報発信、口コミによる仲間づくり。地域課題を探し出し、解決に向かって話し合う集いの機会づくり。
- ・誰もが気軽に立ち寄ることが出来る居場所づくりの実現に向けての話し合い。

○都路地区(都路を支えあう会)の活動

活動目的:地域で考え、みんなで助け合い安心して健康で暮らせる都路を目指す。

- ・月1回定例会の開催
- ・地域の役員との連携を強化した情報収集。個別訪問によるニーズ収集。
- ・出張サロンの開催(地域の課題、資源、開発)
- ・活動の広報、新たなつながりづくりのイベント実施(講演会、かわら版)

○常葉地区(支え合う地域を考える チームときわ)の活動

活動目的:健康サロンを通じて高齢者の介護予防と地域の世代間交流を図るとともに、地域ニーズの収集を行う。

- ・集会所等で健康サロン「街カフェ」の開催 → コロナ禍により回数減。出前町カフェの実施
- ・健康サロン参加者の交流やメンバーの持つ情報からニーズを聴取し問題解決の模索し、課題解決に向けた取り組みの検討
- ・理解者の人数増により負担軽減と、スキルを活動につなげるなど地域の交流ネットワークづくり。

3) 地域の支え合い応援講座（会場：田村市役所・田村自動車教習所）

住民相互の助け合いによる生活支援を提供する担い手を養成する講座を開催。今年度は20名が修了し、現在まで生活支援・居場所づくり活動向け講座では84名が、移動支援活動向け講座では34名が修了。

◇1回目

No.	開催日	人数	内容
1	7月12日(月)	9	基礎編① 介護保険制度・職務の理解/ボランティアの基礎/予防救急と応急処置
2	7月16日(金)	12	基礎編② 高齢者の特徴・介護予防/認知症の理解 (市新採用職員参加)
3	7月28日(水)	12	応用編①(生活支援・居場所づくり向け) 安全管理/接遇マナーと守秘義務/コミュニケーション
4	9月8日(水)	10	応用編②(移動支援向け) 移動支援の目的と内容/高齢者送迎の知識と対応/移動サービスの運転に必要な知識と心構え/運転時のリスクへの備えと対応/運転実技・高齢者疑似体験

◇2回目

No.	開催日	人数	内容
1	1月26日(水)	8	基礎編① 介護保険制度・職務の理解/ボランティアの基礎/予防救急と急処置
2	1月31日(月)	8	基礎編② 高齢者の特徴・介護予防/認知症の理解
3	2月7日(月)	8	応用編①(生活支援・居場所づくり向け) 安全管理/接遇マナーと守秘義務/コミュニケーション
4	1月28日(金)	4	応用編②(移動支援向け) 移動支援の目的と内容/高齢者送迎の知識と対応/移動サービスの運転に必要な知識と心構え/運転時のリスクへの備えと対応/運転実技・高齢者疑似体験

4) 住民主体サービス提供団体交流会（会場：田村市役所）

住民主体サービス提供団体の交流と資質向上、隣隣サポーター養成講座受講者の活動開始の機会づくりを目的とした交流会を開催しました。

No.	月日	人数	内容
1	7月9日(金)	15	研修会：星総合病院感染対策室 「基本的な感染予防～日常的な感染対策の疑問を解決します～」 情報交換会：班毎に活動紹介/意見交換
2	7月9日(金)	6	代表者意見交換：総合事業の弾力化について

5) 訪問型サービスD説明会（会場：田村市役所）

介護予防・日常生活支援総合事業における市独自基準の訪問型サービスD事業の創設に伴

い、目的の確認及びサービス内容について周知を行いました。

No.	月日	人数	内容
1	5月7日(金)	14	事業の目的・内容/サービス提供の流れ/他住民主体サービスでの移動支援との違い

- 6) 田村市での取り組み状況の紹介・周知(会場: J.A福島さくら田村地区本部、オンラインほか)
 現在までの協議体・生活支援コーディネーターの取り組み、地域資源の活用の周知や住民主体サービス提供団体の紹介を行いました。

No.	月日	参加者	内容
1	9月21日(火)	35	県中地域生活支援コーディネーター情報交換会 生活支援体制整備事業実践報告: 田村市の支え合いの移動支援の取り組み紹介
2	10月11日(月)	20	田村市内居宅介護支援事業所研修会: 地域資源の活用について

7) 市民啓発

地域資源の発掘と支え合う地域づくりの理解を図るため、互助等の啓発及び社会参加の効果やボランティアセンターの周知を目的に、運動サロン参加者へ講座を開催しました。

開催回数(回)	参加者数(人)
11	97

3. 認知症総合支援事業

(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進

1) 認知症サポーター養成講座の実施

1人でも多くの方が応援者となり、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症についての正しい知識と対応について広く知っていただくための出前講座を実施しました。

認知症サポーター 4,753人(令和3年12月末現在)

年度	養成講座(回)	受講者数(人)
令和3年度	8	119

2) 認知症カフェ開催の推進

認知症の人や家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いに理解しあう、認知症カフェの開催を支援しています。

実施主体	会場	備考
JA福島さくら	は～とらいふ船引	毎月第3日曜日 13:30~15:30
社会福祉法人田村福祉会	特別養護老人ホームときわ荘	休止中
田村市地域包括支援センター	大越ふるさと館	毎月第1火曜日 13:30~15:30
憩いの場 たんぼぼ	マルタカ内	毎月第1日曜日 10:00~12:00

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

1) 運動サロンの実施

運動、口腔機能の向上、趣味活動など日常生活における取組が認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営による運動サロンの立ち上げ、継続の支援を行います。

運動サロングループ数 72グループ (令和3年12月現在)

2) 認知症初期集中支援チームの活動推進

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うチームを設置し、活動をおこなっています。

令和3年度活動実績 (令和3年9月末現在)

活動対象件数	5件
医療・介護につながった件数	5件
チーム員会議回数	0回

3) 認知症安心ガイドの作成

認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように活用の推進を図ります。

4) 認知症地域推進員の配置

地域包括支援センターに認知症地域推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援、認知症の人やその家族等への相談支援の充実を図っています。

(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

1) 高齢者おかえり支援事業の実施

認知症の高齢者の方が外出した際に自分がどこにいるのかわからなくなったり、自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるよう高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人の安全とご家族への支援を図っています。また、地域の方々へ田村市情報メール配信サービスに登録していただき、多くの方々のご協力により早期発見、安全確保につながるよう事業周知をしています。

高齢者おかえり支援事業登録者人数 33人 (令和3年12月末現在)

2) おかえりネット模擬訓練

「高齢者おかえり支援事業」が適切に運用でき、認知症の方と家族を支え見守る地域の意識が高まり認知症の理解を促進していくことを目的に、おかえりネット模擬訓練を実施しました。

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、運動サロン継続支援で実施)

年度	内容	回数	参加者数(人)
令和3年度	○認知症の対応や声かけの注意点について ○徘徊模擬訓練	8回	119人

3) 認知症高齢者個人賠償保険事業

高齢者おかえり支援事業に登録されている方で在宅生活をしている方が、日常生活で法律上の損害賠償責任を負った場合や、交通事故等による死亡や後遺障害に対して保険金が支払われ、田村市が保険契約を行います。

認知症高齢者個人賠償保険事業登録者 30人(令和3年12月末現在)

4) 緊急情報カードの推奨

高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を事前にカードに記載し、冷蔵庫に貼って保管しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。「もしも・・・」のときに、かけつけた救急隊員などがカードの情報を確認することで、迅速な処置や救急搬送が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行うことができます。

4. 自立支援型地域ケア会議の開催

高齢者の自立支援及び生活の質(QOL)の向上に資するケアマネジメントと、それに基づく介護の提供をするため、個別事例の課題検討及び地域課題の把握を目的とした多職種協働による地域ケア個別会議(自立支援型地域ケア会議)を開催しました。

開催回数(回)	検討事例数(延)
9	31事例

5. 在宅医療・介護連携事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を目的に、市民啓発及び多職種連携研修を開催します。

1) 市民啓発

一般介護予防事業(運動サロン参加者)を対象に実施

開催回数(回)	参加者数(人)
9	61

2) 多職種連携研修

介護事業所職員を対象とした研修

月日	内 容	参加予定人数
3月18日(金)	認知症の方の対応について(事例検討)	19人

6. 成年後見制度利用促進事業

認知症等により、自分自身の権利を守ることが十分にできない方が安心して住み慣れた地域で暮らすために、成年後見制度に関する講演会を実施しました。

1) 普及啓発

月日	内容	会場	参加者数(人)
4月16日(金)	権利擁護に関する研修会 事例に基づいたケース会議	田村市役所 多目的ホール	12
12月7日(火)	成年後見制度研修会 テーマ:「施設従事者のための成年後見制度研修会」 講師:福島県社会福祉協議会 社会福祉士 安達 弘和	田村市文化センター	36

7. 介護相談員派遣事業

介護サービス提供の場を訪問し、介護サービスを利用する方の話を聞き、利用者の疑問、不安等の解消及び介護事業所における介護サービスの質の向上を図ります。

1) 相談員派遣 ※感染対策のため、施設訪問中止。今年度中止の間は、三者会議を定期開催。

相談員数(人)	訪問施設数	訪問回数(回)	相談者数(人)
4	0	0	0

2) 二者会議(相談員・事務局会議)

月日	内 容
4月21日(水)	委嘱状交付、今年度の活動について
	※三者会議時随時実施

3) 三者会議(相談員・事業所・事務局会議)

月日	内 容
5月19日(水)	意見交換 特養老健①(サービス提供の現場で抱える課題・悩みについて)
6月23日(水)	意見交換 通所①(サービス提供の現場で抱える課題・悩みについて)
7月21日(水)	意見交換 GH①(サービス提供の現場で抱える課題・悩みについて)
8月18日(水)	意見交換 特養老健②(利用者の喜び、生きる意欲の向上のために)
9月15日(水)	(中止)意見交換 通所②(わが施設自慢!～利用者の意欲を引き出す工夫～)
10月20日(水)	意見交換 GH②(わが施設自慢!～利用者の意欲を引き出す工夫～)
11月17日(水)	意見交換 特養老健③(わが施設のこれから～良いところと将来像～)

12月16日(木)	(中止)意見交換 通所③ (わが施設のこれから～良いところと将来像～)
1月13日(木)	全体研修 (星総合病院どこでもメディカルセミナー: 認知症の方との関わり方・認知症の方の対応事例～工夫と課題～)
2月17日(木)	(中止)意見交換 特養老健④ (利用者の想いの実現について)

8. 配食サービス事業

一人暮らし高齢者世帯(高齢者のみの世帯も含む)等で調理が困難な方に対し、定期的にお弁当を配達するとともに、利用者の安否確認を行いました。

利用実人数(人)	提供回数(回)
61	3,943

9. 介護人材育成事業

1) 次代を担う介護職員交流事業

市内の介護サービス事業所に勤務する職員が、引き続き自信と意欲を持って働き続けられ、また、サービス向上を図るため交流会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止としました。

2) 介護職員初任者研修

年度	受講人数	実施期間
平成30年度	14名	7月～10月
令和元年度	12名	8月～10月
令和2年度	新型コロナウイルス感染症予防のため中止	
令和3年度	11名	12月～3月

3) 介護資格取得助成事業

介護職員の確保並びに就労している介護職員の資質の向上及び職場への定着を図るため、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の資格取得に係る費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付しました。

(介護職員初任者研修: 60,000円 介護福祉士実務者研修: 100,000円) (令和3年12月末現在)

年度	介護職員初任者研修	介護福祉士実務者研修
令和元年度	3名	4名
令和2年度	7名	9名
令和3年度	3名	5名

4) 保健・福祉施設従事者就職奨励金交付事業

市内の保健・福祉施設の人材確保及び市への定住促進を図るため、市内に定住し、市内で新たに保健・福祉施設へ就職する方へ就職奨励金を交付しました。

(奨励金額 6年経過時 1,000,000円、転入加算 300,000円)

年度	認定者数	(転入加算者数)	職種				
			介護福祉士	福祉修習者	社会福祉士	看護師	保育士
令和2年度	10	3	3	2	1	2	2
令和3年度	11	5	4	1	1	4	1

令和4年度 田村市地域包括支援センター基本方針・運営方針（案）

I 方針策定の趣旨

「田村市地域包括支援センター基本方針・運営方針」は地域包括支援センター（以下「センター」という。）運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センターの設置・目的

センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を続けられるよう、心身の健康の保持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことを業務とし、地域の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設として設置する。

センターの設置主体は田村市であることから、センターの設置目的を達成するための体制整備に務め、その運営について適切に関与する。

また、田村市が設置する地域包括支援センター運営協議会はセンターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮することにより、適切、公平、かつ中立的なセンターの運営を確保する。

III 運営上の基本的考え方や理念

センターは、以下の4つの視点に基づいた事業運営を行う。

1. 公益性の視点

- (1) センターは、田村市の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な運営事業を行う。

2. 地域性の視点

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) センターは、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いなど、地域の社会資源と連携を図ることで、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、日々の活動に反映させる。また、それらの課題の解決に向けて積極的に取り組む。

3. 協働性の視点

- (1) センターの保健師（その他これに準ずる者）、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、それぞれの専門職種である知識を生かして、相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の体制を構築し業務全体をチームとして支える。
- (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者との連携を図り活動する。

4. 予防性の視点

- (1) 地域の高齢化率・要介護認定率の推計、各種事業実績、地域住民のニーズの把握などをもとに地域における課題を見据えた予防的視点を持って活動する。

IV 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

1. 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢化が更に進展することを踏まえ、可能な限り住み慣れた地域で生きがいを感じながら、安心していきいきと暮らしていけるように、健康づくりや介護予防への参加を促進し、福祉・保健・医療など関係機関の連携による、切れ目ない医療や介護を受けられる環境を整備し、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。

2. 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行う。

3. 事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

高齢者が介護サービスや保健・医療・福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、センターを中心に、事業者、医療関係者、民生委員等の関係機関と連携し、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進する。

4. ケアマネジメント支援の実施方針

居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、専門的な見地から、日常業務の相談に応じるとともに、支援困難ケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行う。また、介護支援専門員の全体的なスキルアップに努め、定期的に研修会を実施する。

5. 市関係部署との連携方針

市民の総合相談に対応しつつ、適切な保健福祉の推進を図るため、市関係部署と連携し日頃から支援体制等について情報共有を行うとともに、困難事例が発生した際には関係部署が一丸となって、迅速に対処できるような環境づくりを務める。

6. 公正・中立性確保のための方針

センターが実施する第1号介護予防支援事業及び介護予防支援業務において、介護予防支援や介護予防サービス提供事業者の委託先が正当な理由なく偏ってはいけない。

また、要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行うこと。

V 業務推進の指針

1. 事業計画の策定

センターは、基本方針・運営方針に沿った年間の事業計画を策定するとともに、地域の実情に応じて必要となる重点目標を設定し、特色ある創意工夫した事業運営に努めるとともに、年度末には目標に対する事業の評価を行う。

2. 職員体制

センターは、田村市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年田村市条例第2号）に基づき保健師（その他これに準ずる者）、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置する。

3. 職員の姿勢

センター職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるために支援することを念頭に置き、専門職等がチームアプローチで高齢者に関する相談に応じ対応

する。また、抱えている事例や対処方法について相互に報告しあい、各種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行、専門性の維持向上を目的に研修会に積極的に参加する。

4. 個人情報の保護

センターが保有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用され、不特定多数の者に漏れることがないように情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意する。

5. 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに田村市に報告する。

VI 基本業務推進指針

1. 第1号介護予防支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

要介護状態となることの予防、また、重度化防止のため、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援する。介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に沿い、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他の公的サービスやインフォーマルサービスサービス等、多様な社会資源を活用しながら、個々の持つ能力を最大限に活用し、自立支援を目標としたケアマネジメントを行う。

(2) 地域介護予防活動支援

住民主体の集いの場（運動サロン）において、継続した介護予防ができるよう相談支援を行う。

2. 総合相談支援業務

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の身近な保健・福祉・医療の総合相談窓口としての機能の充実を図る。

(1) 実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。また、地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行い、把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取り組みを行う。

(2) 総合相談支援

地域において安心できる拠点（中間的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。また、関係機関からの相談に対し、速やかに対応し、報告するなどの信頼関係構築に努めるとともに、相談記録を速やかに作成し、センター内での情報共有を行う。

(3) 地域におけるネットワークの構築

1) 地域においてネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連携機能、支援機能、予防機能を適切に実施していくために、パンフレットや広報誌、ホームページ等を作成し、地域住民及び関係機関等へ配布等を行うなど積極的に広報し、ネットワーク構築及び整備を行う。

2) サービス提供機関や専門相談機関等の活用可能な機関・団体などの把握などを行い、地域

に必要な社会資源がない場合は、市担当課との連携を図りながら、共にその創設や開発に取り組む。

3. 権利擁護業務

高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援等、専門性に基ついた権利擁護のために必要な支援を行う。

1) 権利擁護に関する啓発

権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、関係機関・地域団体・各種事業者や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

2) 高齢者虐待の防止及び対応

地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組み、通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、田村市担当課と連携を図り、適切な対応を行う。（詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援について」を参照のこと。）

3) 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、田村市担当課との連携を図り、適切な対応を行う。

4) 消費者被害防止への対応

消費生活センターや警察等の他機関と連携して事例に対応できる体制を整備する。また、地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるよう、地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

1) 包括的・継続的なケア体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

2) 地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う機会を設定する等介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。

3) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努め、資質向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が、抱える支援困難事例について、センター職員や地域の関係者、関係機関の下で、具体的な支援方針を検討し、指導・助言をおこなう。

5. 地域ケア会議の充実

介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援事例等について多職種による検討を行い、住み慣れた地域での生活を地域全体で支援していきけるよう努める。また、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア会議の充実に努める。

6. 生活支援体制整備事業

医療、介護サービスの提供のみならず、生活支援を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に進める。また、地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業所等と連携し、市、生活支援コーディネーター及び支え合う地域づくり協議体と共に高齢者の生活支援を支えるための体制整備を行う。

7. 医療介護連携事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、田村市と協働し在宅医療と介護連携体制の構築を推進する。

Ⅶ 重点業務推進指針

1. 認知症総合支援事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、個別の実情に応じて必要なサービスを提供するため、連携したネットワークの構築を進める。また、地域の支援者の育成、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム員を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

- 1) 地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置する。
- 2) 認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人やその家族を支えるため、地域の医療や介護のサービス機関、地域組織団体等と、地域における認知症の課題について情報交換する機会を積極的につくり、地域の認知症に関する課題を把握し、解決に向けての提言をする。
- 3) 認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集い認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担軽減を図るため、認知症カフェの開催及び開催支援を行う。
- 4) 認知症の人やその家族への理解と地域の見守り、声掛け等の支え合いができる地域を目指し、地域のキャラバンメイトと連携を図り、認知症サポーター養成講座を開催する。また、認知症の人を支える仕組みづくりの担い手の養成のため、ステップアップ講座を開催する。
- 5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを目指し、認知症安心ガイドの更新、高齢者おかえり支援事業や認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の周知及び登録支援、おかえりネット模擬訓練を行う。

2. 成年後見制度（中核機関の運営）

成年後見制度利用が必要な人を発見し、早期からの相談・対応体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を整備することで、適切に必要な支援

につなげる地域連携ネットワークを構築し、その中核となる機関として以下の進行管理機能を担う。

(1) 広報機能

地域住民や地域の相談窓口、施設従事者等に対し、判断能力の低下に伴う様々な課題やリスク、成年後見制度の仕組み、制度のメリット・デメリット等を伝達するための研修会を年4回（施設従事者向け3回、障がい者家族・一般向け1回）実施する。また、制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知し、必要な人が適切に相談窓口につながる環境を整備する。

(2) 相談機能

相談があった際は、本人の意思決定支援、支援の必要性、適切な支援内容等の検討が行われ、身近な地域内で日常的に本人を支援するチーム（親族、福祉、医療、地域関係者等で構成する。）を形成し、その支援方針を決めるケース検討の場において、専門職の関与等を支援することで、「権利擁護支援の方針について検討・専門的判断」を司法・福祉等専門的な観点より多角的に行う。

(3) 制度利用促進機能

支援方針や適切な候補者などの検討、候補者選任後のチームについての検討、申立にあたっての準備・役割分担等の検討など、「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」を行う。本人の利益のために誰が申立を行うことが適切か、首長申立の検討の必要性の判断のほか、候補者推薦について家庭裁判所と情報共有や連絡調整を行う。法人後見人の内容、検討を行う。

(4) 後見人支援機能

後見人等選任後は、本人を後見人とともに支えるチームの編成を支援する。「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」として、チームへの支援内容の検討、本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、類型の適切性や後見人等に付与されている権限の妥当性の判断を検討し、必要に応じて家庭裁判所と情報提供などの連携をする。また、このような機能を果たすうえで、不正の防止や後見人等の不適切な実務を是正するなどの不正防止効果にも配慮する。

令和3年度介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者届出書(案)

介護保険法第115条の23第3項及び115条の47第5項の規定に基づき、田村市地域包括支援センターが委託する指定居宅介護支援事業者につきまして、下記のとおり届け出いたします。

田村市長 白石 高司 様

令和 4年 3月 31日

社会福祉法人田村市社会福祉協議会

会長 助川 俊光

介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者名簿

【委託期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日】

No	委託先事業所名	事業所所在地	運営法人名
1	田村市船引在宅介護支援センター	田村市船引町船引字源次郎 131	社会福祉法人 田村福祉会
2	船引クリニック指定居宅介護支援事業所	田村市船引町船引字砂子田 198	医療法人 健山会
3	J A福島さくらたむらふれあいセンター	田村市船引町芦沢字霜田 39 番地 1	福島さくら農業協同組合
4	居宅介護支援事業所さくら	田村市船引町船引字馬場 41-2	医療法人 崇教会
5	なごみの里ケアプランセンター	三春町大字熊耳字上荒井 82-1	有限会社 和みの郷
6	居宅介護支援事業所よつば	三春町八島台 7-5-17	医療法人 誠励会
7	居宅介護支援事業所さくら・おの	小野町大字小野新町字中通 64-1	医療法人 誠励会
8	居宅介護支援事業所よつば・ひらた	平田村大字上蓮田字清水内 18-2	医療法人 誠励会
9	居宅介護支援事業所あすか	小野町大字谷津字作池ノ平 51-3	有限会社 しんしん
10	L・CUB介護支援センター三春	三春町大字山田字クルマヤツ 15-2	株式会社 エヌジェイアイ
11	田村市居宅介護支援事業所	田村市大越町上大越字古川 97	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会
12	指定居宅介護支援事業所もみじ館	茨城県竜ヶ崎市寺後 3937-10	医療法人 竜仁会
13	居宅介護支援事業所さくら・たきね	田村市滝根町菅谷字大子堂 153-25	社会福祉法人啓誠福祉会
14	在宅看護センター 陽だまり 指定居宅介護支援事業所	三春町桜ヶ丘 3丁目 4 番地 9	一般社団法人 陽だまり